

# 平成18年社会生活基本調査について

## 調査の目的

- 国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動を調査し、国民の社会生活の実態を明らかにする。
- 昭和51年以来5年ごとに実施しており、平成18年調査は7回目。18年10月実施済み。

## 調査の概要

- 調査の期日
  - ・ 平成18年10月20日現在
  - ・ 生活時間については、10月14日から22日までの9日間のうち、調査区ごとに指定された連続する2日間
- 調査の対象
  - ・ 約8万世帯（10歳以上の世帯員～約20万人）
- 調査事項
  - 調査票A(プリコード調査票)、調査票B(アフターコード調査票)
  - ・ 調査票A 過去1年間の生活行動、1日の生活時間配分(選択方式)
  - ・ 調査票B 1日の生活時間配分(自由記入方式)
- 調査の流れ 

総務省統計局	都道府	指導員	調査員	世帯
--------	-----	-----	-----	----
- 結果の公表

平成19年7月9日	調査票Aに係る結果(生活行動)
9月28日	調査票Aに係る結果(生活時間)
12月21日	調査票Bに係る結果
- 前回との比較
  - ・ 調査体系は、概ね平成13年調査と同様。
  - ・ ただし、標本数維持のため、若干の調査区数増。

## 結果の利用

各種政策の企画、立案のための基礎資料として利用

【主なもの】

就業構造の変化、少子・高齢化対策、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

就業、育児、介護、余暇等の生活時間の把握

生涯学習、スポーツ・レジャー及びボランティア活動の振興

それぞれの行動者の割合等実態把握

旅行に関する観光統計としての利用

男女共同参画に係る利用

家事などの無償労働時間の把握

国民生活白書、厚生労働白書など各種白書作成や大学、研究機関等における学術研究等に利用

## 今回調査の背景

### ■社会経済情勢の変化

- ・ 少子高齢化の進行・世帯構造の多様化
- ・ フリーター、ニートの増加
- ・ 高齢者・女性の就業の促進
- ・ インターネット、携帯電話の急速な普及
- ・ 生涯学習、スポーツ・レジャー及びボランティア活動の振興

### ■統計の需要

- ・ 生活時間に関する国際比較
- ・ 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの実現に係る利用
- ・ 利用の利便性の向上

### ■統計行政の新たな展開方向

- ・ 世帯や個人の活動等に関する統計の整備
- ・ ジェンダー統計の整備

### ■統計審議会答申（前回（H13）調査）＜今後の課題としてあげられた検討事項＞

- ・ 調査票A・Bの役割分担、標本設計、調査事項、集計・公表等
- ・ 当初標本の属性を把握し、代替標本の集計結果補正等の可能性を検討

## 前回調査との主な変更点

### ■調査事項

- 【就業希望状況】
  - ・ 無業者に対して設問を新設
- 【連続休暇の取得状況】
  - ・ 設問を新設
- 【インターネットの利用状況】
  - ・ 仕事・学業を除いた余暇を対象
  - ・ 利用形態の項目、利用場所から利用機器へ設問変更
- 【スポーツ、趣味・娯楽】
  - ・ 各方面の要望を踏まえ、行動者率が高い項目、趣味・娯楽のうち積極的な行動と考えられる項目（創作的な活動等）、高齢者に配慮した項目等を追加
  - ・ その他に自由記入欄を新設

### ■集計・公表

- 【集計の充実】
  - ・ ライフステージ別集計を追加
  - ・ 親子・夫婦をリンクさせた集計の充実
  - ・ 高齢者、子供、共働き世帯の夫・妻・子、無業者等に焦点を当てた集計
- 【生活時間の詳細行動分類（調査票B）の見直し】
  - ・ 大・中分類の区分を新設
  - ・ 一部の行動区分を分割
- 【調査票Bの集計結果の公表の早期化】
  - ・ 前回より3ヶ月早期化、平成19年12月に公表
- その他
  - 【チェックフラグ】
    - ・ 調査方法の多様化が統計精度に与える影響を把握するため新設

## 統計審議会答申への対応

### ■プリコード方式調査票Aとアフターコード方式調査票Bの役割分担

- ・ 調査票A：時系列比較、詳細属性性別集計、地域別集計
- ・ 調査票B：詳細行動の把握、国際比較
- 引き続き2種類の調査票による調査を実施

### ■代替標本

- ・ 代替標本は、当初標本と属性の違いがあるが、全体の1割程度
- ・ 男女・年齢階級別人口をベンチマークに用いた推計
- 代替標本の集計結果への影響は小さい

### ■標本設計

- ・ 前回調査結果は概ね必要な精度を達成
- ・ 集計の対象地域区分は前回調査と同様
- 前回調査と同様の標本設計（平均世帯人員数が減少しており、標本数維持のため、若干の調査区数増を図る）

# 平成18年社会生活基本調査の概要

## 1 調査の目的

社会生活基本調査は、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の沿革

社会生活基本調査は、昭和51年以来5年ごとに行われており、平成18年調査はその7回目に当たる。

## 3 調査日

調査は、平成18年10月20日現在によって行う。

ただし、生活時間の配分についての調査は、総務大臣が10月14日から10月22日までの9日間のうちから、調査区ごとに定める連続する2日間とする。

## 4 調査の範囲

### (1) 調査の地域

平成12年国勢調査調査区のうち、総務大臣の指定する約6,700調査区（以下「調査区」という。）とする。

### (2) 調査の対象

調査区内に居住する世帯のうちから、総務大臣の定める方法により都道府県知事（以下「知事」という。）が選定する1調査区12世帯、合計約8万世帯の世帯員とする。

ただし、次に掲げる者は調査の対象から除く。

ア 外国の外交団、領事団（家族、随員及び随員の家族を含む。）

イ 外国軍隊の軍人、軍属の構成員（家族を含む。）

ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

エ 刑務所、拘置所の被収容者

オ 少年院、婦人補導院の被収容者

カ 社会福祉施設の入所者

キ 病院、療養所等の入院患者

ク 水上に住居を有する者

## 5 調査事項

調査は、調査票A又は調査票Bにより、以下の事項を調査する。

### 《調査票A》

#### (1) すべての世帯員に関する事項

ア 出生の年月又は年齢

イ 世帯主との続柄

- ウ 在学，卒業等教育又は保育の状況
- (2) 10歳以上の世帯員に関する事項
  - ア 氏名
  - イ 男女の別
  - ウ 配偶の関係
  - エ 介護の状況
  - オ 携帯電話，パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況
  - カ インターネットの利用の状況
  - キ 学習・研究活動の状況
  - ク ボランティア活動の状況
  - ケ スポーツ活動の状況
  - コ 趣味・娯楽活動の状況
  - サ 旅行・行楽の状況
  - シ 生活時間の配分及び天候
- (3) 15歳以上の世帯員に関する事項
  - ア 就業状態
  - イ 就業希望の状況
  - ウ 仕事の種類
  - エ 従業上の地位
  - オ 所属の企業全体の従業者数
  - カ ふだんの1週間の就業時間
  - キ 通勤時間
  - ク 週休制度
  - ケ 連続した休暇の取得の状況
- (4) 60歳以上の世帯員に関する事項
  - 子の住居の所在地
- (5) 世帯に関する事項
  - ア 世帯の種類
  - イ 世帯の年間収入
  - ウ 住居の種類
  - エ 居室の数
  - オ 自家用車の所有の状況
  - カ 介護支援の利用の状況
  - キ 不在者の有無

《調査票B》

- (1) すべての世帯員に関する事項
  - ア 出生の年月又は年齢
  - イ 世帯主との続柄
  - ウ 在学，卒業等教育又は保育の状況

(2) 10歳以上の世帯員に関する事項

- ア 氏名
- イ 男女の別
- ウ 配偶の関係
- エ 介護の状況
- オ 携帯電話，パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況
- カ 生活時間の配分及び天候

(3) 15歳以上の世帯員に関する事項

- ア 就業状態
- イ 仕事の種類
- ウ 従業上の地位
- エ ふだんの1週間の就業時間

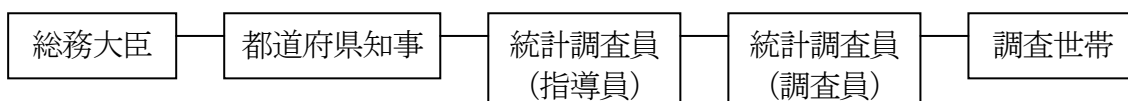
(4) 世帯に関する事項

- ア 世帯の種類
- イ 世帯の年間収入
- ウ 住居の種類
- エ 居住室の数
- オ 自家用車の所有の状況
- カ 介護支援の利用の状況
- キ 不在者の有無

## 6 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は，次の流れにより行う。



(2) 統計調査員

ア 統計調査員は，知事の指揮監督を受けて，担当調査区内にある調査世帯に係る調査票の配布及び取集，関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

イ 「ア」にかかわらず，知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は，知事の指揮監督を受けて，統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導，調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。

ウ 「ア」及び「イ」にかかわらず，特別の事情により調査員が「ア」の事務の一部を行うことができないときは，知事の定めるところにより，指導員が当該事務を行う。

(3) 調査の方法

調査は，調査員（6(2)のウにより調査員の事務の一部を行う指導員を含む）

以下「調査員等」という。)が調査世帯ごとに調査票を配布し、及び収集することにより行う。

#### (4) 申告の方法

申告は、世帯主又は世帯員が調査票に記入する方法により行う。ただし、一部の調査事項については、調査員等が世帯主の申告に基づき調査票に記入する。

## 7 結果の集計

### (1) 集計事項

#### 《調査票A》

次の事項について、全国、14地域、都道府県、大都市圏、都市階級及び人口集中地区の別に集計する。

ア インターネットの利用の状況、学習・研究活動、ボランティア活動、スポーツ活動、趣味・娯楽活動及び旅行・行楽の状況に関する事項

イ 1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均時刻に関する事項

※ 14地域：北海道、東北、関東Ⅰ、関東Ⅱ、北陸、東海、近畿Ⅰ、近畿Ⅱ、山陰、山陽、四国、北九州、南九州、沖縄

※ 大都市圏：札幌大都市圏、仙台大都市圏、関東大都市圏、静岡大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏、広島大都市圏、北九州・福岡大都市圏

※ 都市階級：大都市、中都市、小都市A、小都市B、町村

#### 《調査票B》

1日の生活行動別平均時間及び時間帯別の生活行動の状況に関する事項について、全国集計する。

### (2) 集計

調査結果の集計は、独立行政法人統計センターにおいて電子計算機により行う。

## 8 結果の公表

調査票Aの過去1年間の生活行動に係る調査結果については平成19年7月末日までに、調査票Aの生活時間に係る調査結果については平成19年9月末日までに、調査票Bに係る調査結果については平成19年12月末日までに、結果原表の閲覧又は電磁的記録を紙面等に表示し閲覧に供する方法により順次公表する。

## 9 調査の法的根拠

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第114号を作成するための調査）として、社会生活基本調査規則（昭和56年総理府令第38号）に基づき実施する。